

個人版事業承継税制 ツツコニ質問

納税資金の確保



個人版事業承継税制について 説明してください

個人版事業承継税制とは、青色申告を行っていた事業者の後継者として、円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から、令和10年12月31日までに、特定事業用資産を取得した場合は、事業の継続など、一定の要件のもと、贈与税や相続税の全額の納税が猶予され、後継者の死亡などにより、猶予された税額の納税が免除される制度です。



個人版事業承継税制について 説明してください

留意点は、事前に個人事業承継計画を都道府県庁へ提出することや、継続届出書を3年ごとに提出する必要があることです。

また、事業を廃止した場合や、取得した財産を売却した場合は、猶予された税額を納税する必要があります。

小規模宅地等の特例とは、併用することができません。



特定事業用資産について 説明してください

特定事業用資産とは、先代事業者の事業に使用されていた資産で、青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

宅地は400㎡までで、建物は床面積800㎡までです。

その他にも、減価償却資産で、固定資産税の課税対象とされているものや、自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産が対象です。



個人版事業承継税制を受けるための 主要要件を説明してください

個人版事業承継税制を受けるための主要要件は、後継者が贈与の日において18歳以上であること。

円滑化法の認定を受けていること。

3年以上事業に従事していたこと。



個人版事業承継税制を受けるための 主要要件を説明してください

贈与税の申告期限において、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること。

特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業や、性風俗関連特殊営業に該当しないことです。



資産管理事業について 説明してください

資産管理事業とは、自らが使用していない不動産や、現金・預金、有価証券など、特定の資産の保有割合が、総資産の総額の70%以上の事業や、これらの特定の資産からの運用収入が、総収入金額の75%以上の事業のことです。



個人版事業承継税制と 小規模宅地等の特例の関係について説明してください

小規模宅地等の区分が、特定事業用宅地等の場合、個人版事業承継税制の適用を受けることはできません。



個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例 (特定事業用宅地等)の主な違いを説明してください

主な違いは、小規模宅地等の特例は、相続のみが対象で、 400m^2 までの宅地が、課税価格の80%減額されます。個人版事業承継税制は、事前の計画策定など、個人事業承継計画の提出が必要です。

適用期限があり、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与・相続でなければなりません。

また、対象資産は、宅地は 400m^2 まで、建物は床面積 800m^2 までが対象で、100%納税猶予できます。